北海道の元気！NPO訪問

5 NPO法人 北海道NPOバンク

市民の「意思を持ったお金」でNPOを支援 非営利の金融が市民セクターを育てる

文・加藤知美

NPOによるNPOのための「銀行」は、世界を覆う金融危機のさ中でも新たな個人からの出資の申し出を受けていた。たとえば、道内地方都市在住のサラリーマンと思われる三〇代の男性だったりする。出資といっても配当を目当てにしているのではなく、NPOなど市民起業家による事業にお金が循環することへの期待からである。言わば地域社会の未来への投資だ。

◇ 国内初のNPO「銀行」が北海道に誕生

二〇〇二年、北海道NPOバンクは日本初のNPO法人格をもつバンクとしてスタートした。NPO法が施行されて三年あまりのこの時期、道内にもNPO法人が増える一方で、銀行や信用金庫などの金融機関から融資を断られることが相次いだ。たとえ自治体などの委託事業のためのつなぎ資金で確実な回収が見込まれていても、法人格がNPOというだけで「非営利」の事業体であるがゆえに融資の対象にはなりにくかった。のちに、札幌市の「さっぽろ元気NPOサポートローン」や道の「たんぽぽ資金」などNPOが利用できる制度融資の仕組みが創設されたが、当時は代表者個人が借り入れをしてNPOの資金をまかなうことも多かった。

そこで、市民の手で新たなお金の循環をつくろうという声が上がり、NPO・企業・行政・個人から出資や寄附で集めたお金を原資に、独自の金融の仕組みがつくりあげられた。出資を募る「NPOバンク事業組合」と融資をおこなう「NPO法人北海道NPOバンク」によって構成され、NPOなどを対象にこれまで総額二億三〇〇〇万円あまりの融資が実行されている。NPO法人が貸金業登録をしてのバンク設立は日本で初めてのことであった。

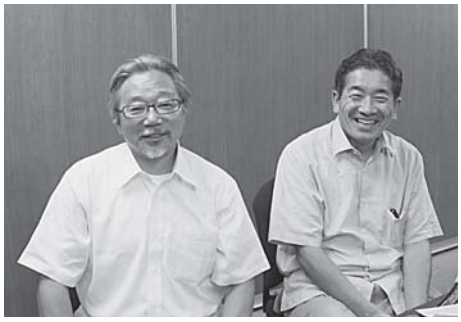

NPO法人北海道NPOバンクの杉岡直人理事長（右）と、NPOバンク事業組合の高木晴光理事長

◇ 柔軟な融資のルール、積極的な情報公開

融資は年四回おこなわれる。事業目的に社会性があるNPO団体やワーカーズコレクティブが対象となる。法人格の有無は問わない。一件あたりの融資額は二〇〇万円を限度とし、金利は二％固定で、融資期間は二年以内。使途は、つなぎ資金、運転資金、設備資金などとなっている。融資を希望する団体は、決算書、事業計画書、収支返済計画書などを添付して申し込む。審査委員による書面審査、面談をへて融資が決まる。また、随時募集をしている「三ヶ月ローン」（短期小口融資）の制度もある。

融資をおこなう原資の約五〇〇〇万円の内訳をみると、個人からの出資が約三分の一を占めている。従来なら銀行や郵便局に預けていたであろう

お金を、福祉や環境、まちづくりなど市民の手による事業に投資する動きは確実に大きくなっているようだ。「いいことやっているＮＰＯを応援したい」とか「自分のお金を預けた先が何に使っているかわからないのはイヤ」といったことから、「意思を持ったお金」としてＮＰＯバンクに託すのだ。そうした思いがどのように実を結んでいるかがわかるように、融資先団体の情報を積極的に公開しているのも特徴的だ。また、ＮＰＯバンクフォーラムの開催や本の出版を通じて情報発信にもつとめている。

こうした市民活動を支えることを目的につくられた新たな金融システムは、準備中のものも含め、全国に一二団体ある。一九九四年に東京で設立された「未来バンク事業組合」がその先駆けで、それぞれに工夫をこらした仕組みをつくっている。

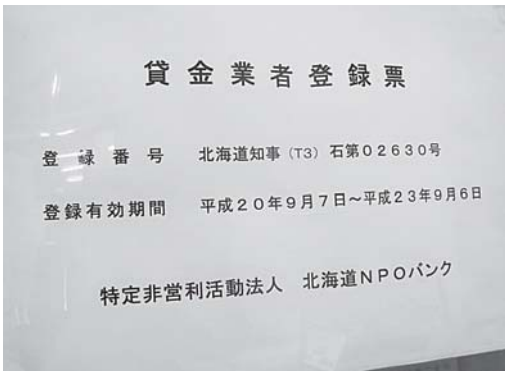

貸金業者登録の表示。特定非営利融資法人の規定により更新回数を示す（３）が（Ｔ３）に変更された。

◇　貸金業法の規制強化への対応に腐心

しかし、非営利であっても市民から集めた資金によって融資をする以上、貸金業法や金融商品取引法のもとで資格要件を満たさなければならない。さらに、近年、多重債務者問題の影響などにより、法改正がおこなわれ、その余波をうけて対応を余儀なくされた。二〇〇六年の貸金業法改正では、貸金業の登録に必要とする純資産が引き上げられることとなり、非営利の市民系バンクが立ち行かなくなる危険が迫った。そこで、全国各地のＮＰＯバンクが連携し、要望書を提出するなどの働きかけをおこなった結果、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、必要な見直しを行う」という附帯決議をひきだした。その後、特例として、非営利で低利の貸付をおこなうなどの条件を満たす特定非営利融資法人が規定され、二〇〇〇万円に引き上げられた純資産要件が五〇〇万円でよいことになった。

存続の危機はなおも続いている。二〇一〇年六月から金融業者に適用される指定信用情報機関制度によって、個人への融資情報がサラ金からの融資と区別なく登録され、融資先が不利益を被るケースがでてくるため、適用除外とすることを要望している。そもそもＮＰＯバンクが、創設の経緯や目的が異なる営利目的の金融と同じ制度のもとで存在することには限界があるのであろう。

北海度ＮＰＯバンク理事・事務局長の北村美恵子さんは、「規制強化のたびに要望をだし、特例として適用除外としてもらってきたが、今の法制度での貸金業はＮＰＯバンクの本来の活動の姿とかけ離れている。市民による非営利の金融については新たな法的位置づけがされるべきだろう」と語る。民主党が選挙前にとりまとめた政策集でＮＰＯバンクに言及していることから新政権への期待は大きい。

◇　ＮＰＯセクターの成長に向け

かつて一般の銀行や信用金庫などがＮＰＯ団体への融資をほとんどしていなかった頃から比べると、資金を必要とするＮＰＯ関係者の地道な努力もあり、情勢は大きく改善された。しかし、ＮＰＯセクターが新しい公共の担い手として活発に事業を展開していくために必要な事業経営の力が弱いＮＰＯ団体がまだまだ多いのも事実である。

北海道ＮＰＯバンクの特徴は、よってたかって支援すること。ＮＰＯバンク事業組合には、事業経営のノウハウがあるＮＰＯのリーダーが顔を揃え、事務局を担う北海道ＮＰＯサポートセンターのネットワークと相俟って総がかりで支援する仕組みとなっている。活動分野の異なるＮＰＯ同士でも、資金調達や行政からの委託などに関わる共通の課題を共有しながら結束を強めていくことにより、北海道のＮＰＯセクターの成長につながる。こうした面においても北海道ＮＰＯバンクが果たす役割は大きい。

◆　ＮＰＯ法人北海道ＮＰＯバンク／ＮＰＯバンク事業組合
所在地　札幌市中央区南２条西10丁目クワガタビル２Ｆ
ＴＥＬ　０１１－２０４－６５２３
ＷＥＢ　http://npobank.dosanko.org/